



作業環境測定士は見た!

事件は現場で起きている

第14回 一抹の不安と醍醐味

正確な把握が難しい測定の実施状況

特殊健康診断は、労働基準監督署への報告義務がありますが、作業環境測定は報告義務がありません。したがいまして、行政が実施率を正確に把握することが、難しいのが現状です。



2013年、大阪の印刷工場での胆管がん問題が明るみになった際、発表された厚生労働省による全国調査では、溶剤を多く取り扱う印刷関係の職場でさえ、作業環境測定を実施していない割合が約4割にのぼりました。

また、東北地方の労働局が、化学物質を使用する事業場を対象に実施した最近の監督指導結果では、化学物質使用事業場の9割以上で労働安全衛生法の違反があり、そのうち作業環境測定未実施の法令違反が2割を占めています。

さらに言えば、化学物質の使用状況も、特殊健康診断や局所排気装置等の設備の届け出をしていなければ、基本的に労働基準監督署が知ることが難しいため、何の届け出もせずに化学物質を使用している事業場が少なくないものと思われます。

実際、労働基準監督署の指導を受け、その時初めて作業環境測定や化学物質の取り扱い方を知ったという事業者もまだまだおられます。

2022年に入っても、初めて監督署の立ち入りの指導が入ったという問い合わせがあったり、基準値（管理濃度）を大幅に超える濃度の作業環境で働いていることに初めて気づいたというケースもありました。

化学物質の管理を抜本的に見直し

今後、約5年をかけて化学物質規制体系の抜本的な見直し（自律的な管理を基軸とする規制への移行）が行われます。

危険性・有害性が確認された多くの物質に対して、国が定める管理基準の達成を求め、達成のための手段は、限定しない方式に大きく転換します。

第1管理区分が継続しているなどの所定の要件を満たせば、監督署への申請により作業環境測定の除外となる可能性も出てきました。その際、前回述べました通り、同じ作業場所でも、本当にすべての作業で第1管理区分の「問題なし」となるのでしょうか。



← 環境保健課 HP

大人の「社会見学」の面も

今後、作業環境測定がどうなるのか、一抹の不安もありますが、ここで測定士の仕事の醍醐味について、お話ししたいと思います。

一つは、社会の表に出ない裏側の現場に立ち入ることができます。大人の「社会科見学」のような面もあります。有害物質を取り扱うさまざまな産業に赴き、対象は自動車や船舶などの大型製品から、ねじやマイクロチップなどの小型製品まで多種多様な生産現場や、大学や研究機関まで、ありとあらゆる現場を測定してきました。作業者の話をよく聞き取り、工程を観察すると、他の業種や、現場での改善事例をお伝えして、職場環境の改善につながることもあります。

職場環境の改善で達成感

予算に余裕のない事業場のケースでは、どうしたら改善できるのか、担当の方とあれこれ議論し、その結果、職場環境の改善につながると達成感を得られます。

一人前の作業環境測定士とは、何を見ても何かしらの現場を思い出し、改善の提案をできることだと思いますが、まだまだ初めての業界や作業に直面するが多く、有害物質の使用は多岐にわたっていることを実感します。

新規の有害物質も次々と登場、珍しい化学物質の測定依頼も年々増えており、リスクアセスメントの対象物質の増加に伴い、未体験の環境測定の依頼が増えるのではないかと予想しています。

また、保健師の卵ともいえる学生に産業保健の教育の場を設け、保護具の着用方法などを指導し、現場での改善に役立ててもらえると達成感があります。



原点は「従業員の健康が一番」

有害物質を取り扱う事業場各位におかれましては、働く従業員の健康が一番大切だという原点に立ち返り、環境の把握と定期的な健康診断に取り組んでいただきたいと思います。

お問い合わせ、環境測定のご依頼は環境保健部まで ☎075-823-0528